



市政記者クラブ加盟社 各位

## 盛岡の宿応援割事業への「ワクチン・検査パッケージの適用」と「利用期間の延長」について

標記のことについて、次のとおりお知らせします。

記

### 1 ワクチン・検査パッケージの適用について

観光庁の運用ガイドラインによるワクチン・検査パッケージについて、新型コロナウイルス感染拡大防止を更に徹底することで継続的に事業を実施するため、盛岡の宿応援割事業による宿泊割引の利用者を対象に次のとおり適用します。

#### (1) 適用開始日及び提示書類等

ア 令和4年1月7日（金）以降の新規予約分から適用開始

イ 利用者は運転免許証などの本人確認証明のほか、ワクチン接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。）又は検査結果通知書を提示（画像や写しの提示も可）して、以下の事項を証明するもの。

(ア) ワクチン接種の場合

「2回接種し、かつ2回目の接種から14日以上経過していること。」

(イ) PCR等検査の場合

「確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日または当日）の検査結果が陰性であること。」

※ 12歳未満で保護者等が同伴する場合や、修学旅行などの学校行事での利用の場合は、検査は不要。その他の取扱い等は、別紙を御参照ください。

### 2 盛岡の宿応援割事業の利用期間延長について

(1) 継続的な事業者支援につなげるため、次のとおり事業の利用期間を延長します。

【現行】令和4年2月28日（月）の宿泊分まで

【延長後】令和4年3月13日（日）の宿泊分まで

※ 事業開始日：令和3年5月1日～

### 3 盛岡の宿応援割事業について

#### (1) 事業概要

ア 市内宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を宿泊事業者に対して補助することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける宿泊事業者の支援と宿泊需要の喚起を図るもの。※ 事業参加施設：(R4.1.4現在) 53施設

(2) 補助額 1泊あたり上限3千円 ※ 連泊は7日を上限とする。

#### (3) 割引対象者

(令和3年5月1日～) 岩手県民

(令和3年11月19日～) 東北6県の県民

#### 【問い合わせ先】

□盛岡市交流推進部 観光課（担当課）  
藤原 智之 電話 019-613-8391

## 令和3年度盛岡の宿応援割事業 「ワクチン・検査パッケージ」導入に伴う取り扱いについて

### 1 「ワクチン・検査パッケージ」導入にかかる取扱い等について

令和4年1月7日（金）以後に予約を受付して盛岡の宿応援割事業による割引を適用する宿泊については、観光庁による「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に基づいた対応が必要となります。

以下の対応が、盛岡の宿応援割事業の割引適用には必要となります。

#### (1) 必要となる主な対応

ア 宿泊予約受付時において、同行者を含む盛岡の宿応援割利用者全員の身分証明書の提示及び予防接種済証又はPCR検査等の検査結果通知書（検査結果が陰性のもの）の提示することが利用条件であることを明示の上、同意を得ること。

※確認書類の持参忘れ等により、当日までに予防接種済証等または検査結果通知書を確認できない場合は、後日の提出は認められません。その場合、盛岡の宿応援割の割引を適用することができませんのでご注意ください。

※予防接種済証等又は検査結果通知書の確認は目視で構いません。（現物以外に、スマートフォン等で撮影した画像や写し・コピー控え等の提示も可能。）

※条件を満たさない場合や確認書類を持参しなかったために、盛岡の宿応援割の割引が利用できず、宿泊予約の取り消しをされる場合の所定の取消料や代金変更等については、宿泊予約時に必ず利用者に周知するようにお願いします。

イ 宿泊初日において宿泊者が宿泊補助申込書を提出する際、同行者を含む盛岡の宿応援割利用者全員の身分証明書の確認をすること。

ウ 宿泊初日において宿泊者が宿泊補助申込書を提出する際、同行者を含む盛岡の宿応援割利用者全員の予防接種済証又はPCR検査等の検査結果通知書（検査結果が陰性のもの）の確認をすること。但し、本事業の割引を適用する12歳未満については、同居する監護者が同伴する場合には提示の必要はありません。また、12歳未満の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認によることでも可とします。

なお、学校などの活動に係るツアーや宿泊サービスについては、引き続き「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージは活用しませんので、ご注意ください。

#### 【国が定める要綱及びガイドライン】

- 「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」 [https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_031119\\_1.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf)
- 「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>

(2) 予防接種済証等又は検査結果通知書について

予防接種済証等又は PCR 検査等の検査結果通知書（検査結果が陰性のもの）については、下記のうちいずれかとなります。

予防接種済証明書等	接種済証明書の条件
<ul style="list-style-type: none"><li>●新型コロナウイルスワクチン予防接種済証</li><li>●新型コロナウイルスワクチン接種記録書</li><li>●新型コロナウイルスワクチン接種証明書</li></ul> <p>※証明書は厚生労働省が推奨する「新型コロナウイルス接種証明書アプリ」による確認でも構いません。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●2回目の接種日から14日以上経過したもの ※連泊の場合においては、宿泊の初日が基準日となります。</li><li>●本人であること（身分証明書等で確認）</li><li>●2回分のワクチンシールが貼られていること（予防接種済証又は接種記録書の場合）</li></ul>
PCR 検査等の検査結果通知書	陰性証明書の条件
<ul style="list-style-type: none"><li>●PCR 検査結果における陰性証明</li><li>●抗原定量検査における陰性証明（検査結果通知書）</li><li>●抗原定性検査における陰性証明（検査結果通知書）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●宿泊の初日において有効期限が過ぎているもの</li><li>●本人であること（身分証明書等で確認）</li><li>●検査結果が陰性であること</li><li>●検査方法が明記されていること</li></ul> <p>※PCR 検査および抗原定量検査の場合は、宿泊初日の3日前以降に検体採取を行った場合の検査結果が陰性であることが陰性証明又は検査結果通知書で確認できること。抗原定性検査の場合は、宿泊初日の前日または当日に検体採取を行った場合の検査結果が陰性であることが検査結果通知書で確認できることが、それぞれ条件となります。</p> <p>※検査費用は宿泊者の自己負担となります。</p>